

第 3 3 回軽米町議会定例会

令和 4 年 9 月 1 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意案第 1 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 4 同意案第 2 号 教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 5 同意案第 3 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 7 議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 2 号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 号 令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 号 令和 3 年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 号 令和 3 年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 号 令和 3 年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 7 号 令和 3 年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 8 号 令和 3 年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 日程第 1 5 議案第 9 号 令和 4 年度軽米町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 令和 4 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 令和 4 年度軽米町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 令和 4 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

○出席議員（11名）

1番	上山誠君	2番	西館徳松君
3番	江刺家静子君	4番	中村正志君
5番	田村せつ君	6番	館坂久人君
8番	本田秀一君	9番	細谷地多門君
10番	山本幸男君	11番	茶屋隆君
12番	松浦満雄君		

○欠席議員（1名）

7番 大村 税 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山本賢一君
総務課総括課長	福島貴浩君
会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長	日山一則君
町民生活課総括課長	橋場光雄君
健康福祉課総括課長	工藤 薫君
産業振興課総括課長	江刺家雅弘君
地域整備課総括課長	中村勇雄君
再生可能エネルギー推進室長	福島貴浩君
水道事業所長	中村勇雄君
教育委員会事務局総括次長	長瀬設男君
選挙管理委員会事務局長	福島貴浩君
農業委員会会長	山田一夫君
農業委員会事務局長	江刺家雅弘君
監 査 委 員	西山隆介君
監査委員事務局長	関向孝行君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局 長	関向孝行君
議会事務局 主事	竹林亜里君
議会事務局 主事	松坂俊也君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第33回軽米町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、7番、大村税君から本日欠席する旨の届出がありました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から、同意案3件、報告1件、議案12件及び各課の事務報告書の提出がありました。

同じく町長から、8月17日付で地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく令和3年度軽米町健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定に基づく令和3年度軽米町資金不足比率についての報告がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、上山誠君、中村正志君、田村せつ君、茶屋隆君、山本幸男君、江刺家静子君の6名であります。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和4年5月分から7月分までに關する現金出納検査結果の報告があり、その写しを配布してございます。

また、教育委員会から8月24日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく軽米町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありました。

閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、8月25日午後1時30分から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より9月15日までの15日間とし、同意案3件については本日、本会議場において審議、採決することとし、報告1件については本会議場において報告、質疑を受け終結、議案第1号から議案第12号までの議案12件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

次に、本日までに受理した請願書2件は、配布した請願書のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

また、陳情書1件の提出がありましたので、資料として配布してございます。
本定例会の日程及び議案の付託区分表は、配布してございますので、朗読を省略いたします。
これで諸般の報告を終わります。

◎政務報告

○議長（松浦満雄君） 町長から政務報告の申出がありました。これを許します。
町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに令和4年9月定例町議会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。令和2年1月16日に国内で初めての感染者が確認されて以来、度重なるウイルスの変異により、新規感染者数は全国で1,800万人を超え、岩手県内においても9万人を超える事態となっております。

特にも感染力が強いオミクロン株へ置き換わってからは、全国的に急激に増加している状況であります。

本町においても、7月以降、高齢者施設でクラスターが確認されたほか、感染経路不明の感染者が増加し、感染の拡大が継続している状況にあることから、換気、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底について周知に努めているところであります。

ワクチン接種については、60歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方、医療従事者、高齢者施設の職員へと順次4回目接種を進めており、3回目接種をまだ行っていない方や小児の1・2回目接種についても併せて実施しております。

本年8月末時点の接種見込みであります。3回目接種については約6,700人が接種を終え、接種率は約82%となっており、岩手県全体の接種率78.6%を上回っている状況となっており、7月22日から開始した4回目接種については約2,400人が接種を終えております。

感染拡大、予防の面からも有効なことから、引き続きワクチン接種の周知に努めてまいります。

地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症に関わる支援事業等について申し上げます。原油価格高騰により影響を受けた運輸事業者等運行支援緊急対策支援事業につきましては、8月8日から受付を開始し、現在3件の申請を受けている状況であります。

また、農業資材等の高騰により影響を受けた農業者に対し、農業経営の安定を図

ることを目的とした農業資材価格高騰等対策支援事業を実施することとし、広報お知らせ版等により周知を図り、8月末より受付を開始しているところでございます。

6月1日から販売を開始したプレミアム付き商品券6,400セットにつきましては、既に完売しております。第2弾につきましては、10月1日から6,600セットの販売を予定しており、今後も商工会と連携を図りながら町内の消費喚起に努めてまいります。

8月3日の大雨による被害について申し上げます。前線上の低気圧の通過により北東北に降った大雨の影響を受け、農業施設及び農地、林道、公共土木施設等が被災しております。

農業用施設である頭首工につきましては、圃場に水が必要な時期であることから、予備費を充用し緊急に復旧したところであります。その他の被災箇所につきましては、災害復旧事業として本定例会に補正予算を計上しており、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

環境美事業について申し上げます。本年度で34回目となる「花いっぱいビューティ軽米推進コンクール」については、昨年度を3団体上回る36団体から応募があり、8月25日、審査会を実施しております。

また、昨年の秋にチューリップの球根を希望する町民に配布し、今年5月には「小さな花いっぱい運動、チューリップ写真展示会」を開催したところでございます。

今後におきましても、町民一体となって花にあふれるまちづくりを一層推進してまいります。

高齢者ごみ出し支援事業について申し上げます。家庭から排出される一般廃棄物を、自らごみステーションまで搬出することが困難な高齢者や障がい者の世帯を支援するため実施する高齢者等ごみ出し支援事業につきましては、現在、事業開始に向けて、収集車両の導入を進めているところでございます。

また、車両が導入され次第、速やかにサービスを提供できるよう、広報活動や福祉関係者の方々を通じて制度の周知を図るとともに、対象者の把握を早急に進めてまいります。

環境保全の推進について申し上げます。持続可能な開発目標（SDGs）への取組の一環として、7月22日に第一生命保険株式会社と「環境保全に関する連携協定」を締結し、役場庁舎の町民ホールへエコキャップとプルタブ回収ボックスの設置を行っております。今後も、二酸化炭素の削減とリサイクルを推進してまいります。

福祉事業について申し上げます。支え合いの地域づくりを目的とした生活支援体制整備事業の「結っこの会」の活動については、毎月の定例会に加え、今年度は地域に出向き住民等と話し合う「地域づくり勉強会」や幅広い年代を集めた「地域づ

くり交流会」を予定しております。また、住民主体の常設型居場所「トコかる」運営ボランティアの支援を継続するなど、今後も支え合いの意識の醸成を図ってまいります。

認知症施策については、認知症の方とその家族、地域住民、専門職員などが交流する「認知症カフェ」や「認知症本人のつどい」を実施しております。今後も認知症への理解を深めるため継続してまいります。

家族介護者支援については、介護が必要な方の介護を在宅で行っている家族に対する支援として、今年度7月1日から開始した介護用品購入費の一部を助成する「家族介護用品購入費助成事業」について、8月時点で4件の申請があり、全て交付決定を行っております。

保健事業について申し上げます。6月に実施した集団健診については、特定健診849人、基本健診592人、肺がん検診1,535人、大腸がん検診1,375人が受診し、現在、精密検査対象の方へ医療機関の受診勧奨を行い、がん、その他疾患の早期発見・早期治療につながる取組を実施しております。

また、特定保健指導については、初回面接を8月に終え、今後6か月間の保健指導を行い、メタボリックシンドローム予防のための食生活や運動について保健指導を継続してまいります。

観光事業について申し上げます。3年ぶりの開催となった「かるまい夏祭り」につきましては、感染防止対策を講じた上で、規模を縮小し、7月30日に中心商店街を会場にフリーマーケット等が行われ、夜8時から商工会青年部が主催する花火大会も開催され、多くの方々でにぎわったところでございます。

「軽米秋まつり」につきましては、実行委員会において、前夜祭は行わず、みこし行列や山車運行、流し踊りの区間を縮小し、感染防止対策を講じた上で17日から19日の3日間開催することを決定し、準備を進めているところでございます。

今後予定されている「食フェスタ」「かるまい冬灯り」「観光と物産キャンペーン」につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、実行委員会と開催方法等を十分に検討しながら、実施に向けて検討してまいります。

かるまい交流駅（仮称）整備事業について申し上げます。交流駅整備事業につきましては、建物躯体工事がほぼ完了し、サッシ等建具工事と電気、機械等設備工事を施工中であり、早期完成に向けて進めてまいります。

また、建設予定地に医療廃棄物が埋設されていたことに伴い必要となった経費について、県に負担を求めるため、8月8日に盛岡地方裁判所へ訴状を提出いたしました。今後は、早期解決が図られるよう努めてまいります。

農林振興事業について申し上げます。水稻の生育状況につきましては、6月前半の低温により初期生育の遅れが見られましたが、その後の気温、日照時間は平年を

上回っており、現在の生育は全体としておおむね順調に推移しております。

今後におきましても、関係機関と連携し、必要な営農情報等収集し、提供に努めてまいります。

新規就農支援につきましては、1人が経営開始型の「農業次世代人材投資事業」を活用するとともに、町単独事業である「親元就農給付金事業」につきましては、昨年に引き続き4人に対し就農支援を行っているところでございます。

今後も、本事業の推進を図るとともに、地域や関係機関等から情報提供をいただきながら新規就農者を発掘し、経営開始に向けた取組を支援してまいります。

子牛市場の状況につきましては、軽米町産子牛の4月から7月の平均税抜価格は56万5,000円となっており、昨年同時期と比較して9万3,000円ほど低く取引されている状況であります。

林業振興につきましては、森林整備事業補助金を交付し、林道草刈業務など、今後とも森林の適正な管理及び整備等を行うための環境づくりに努めてまいります。

再生可能エネルギーの取組について申し上げます。メガソーラー施設につきましては、令和元年10月から工事着手しておりました「軽米高家太陽光発電所」は、本年12月の売電開始に向け順調に工事が進められております。

また、昨年11月に新たに整備促進区域に認定した「折爪岳風力発電所（仮称）」と「軽米山田太陽光発電所」は現在、林地開発の手續準備中であります。

大規模園芸施設の誘致につきましては、7月に小軽米地区の地権者に対する説明会を開催するなど、事業計画の策定を進めているところであり、事業を推進してまいります。

脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの地産地消や地域活性化を目的とした地域再エネ導入戦略策定業務につきましては、町民の皆様のご協力をいただきながら、受託業者がアンケート調査などの事業を進めております。

また、関係機関や町内関係団体を構成員とする脱炭素地域創造協議会を6月22日に設立、8月9日に第2回の協議会を開催し、地域再エネ導入戦略や脱炭素先行地域計画などについて協議していただき、新たな産業展開や雇用創出、地域経済の活性化に向け、町民や地元企業など地域一体となった取組を推進してまいります。

町道整備事業について申し上げます。継続事業の町道参勤街道線、町道蛇口蜂ヶ塚線、町道みそころばし竹谷袋線、本年度に完成予定の町道赤石峠小玉川線の4路線とともに、新規路線の町道板橋米田岡堀線ほか1路線に係る調査測量設計業務は発注済みであり、早期完成に努めてまいります。

道路、橋梁、河川の維持修繕については、長寿命化計画に基づく道路メンテナンス事業による補修工事など、引き続き町道の適正な維持管理に努め、重要インフラ

等の機能維持を図ってまいります。

町営住宅等住宅環境整備について申し上げます。町営住宅建て替え事業については、設計監理業務を行っており、建築確認申請等の手続が整い次第、戸建て住宅6戸の建築工事と既存住宅解体工事を発注する予定であります。

また、住宅リフォーム奨励事業については、これまで9件の申込みを受けており、引き続き町民の居住環境の向上と商工業等の活性化を図ってまいります。

公共下水道等、汚水処理事業について申し上げます。共下水道事業については、整備に係る補助事業が終了したことから処理区域内の下水道接続の普及促進に努めてまいります。処理区域外に対する浄化槽設置整備事業については、現在6件の申請を受けており、引き続き公共用水域などの自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

また、下水道事業会計の地方公営企業法の令和6年度適用に向け、昨年度に引き続き固定資産調査業務と下水道会計システム導入業務を実施しているところであります。

水道事業について申し上げます。老朽管更新事業については、観音林東地区の配水管布設替え工事と今後の配水管布設替えに向けて実施設計を発注しているところであり、関係機関と調整を図りながら事業を進めるとともに、引き続き安全な水の安定供給と効率的な事業運営に努めてまいります。

なお、未給水区域の飲用水確保対策事業については、現在2件の申請を受けている状況であります。

教育関係について申し上げます。町内の各学校については夏休みを終え、児童生徒たちが元気に登校しております。各学校とも新型コロナウイルス感染症の防止対策に取り組みながら、新しい学期の活動を始めているところでございます。

中学校クラブ活動では、吹奏楽部が県北地区大会で金賞を受賞し、2年連続での県大会出場を果たしました。また、中学校総合体育大会では、バレーボール部、ソフトテニス部、卓球部、剣道部が二戸地区の代表として県大会に出場しております。

その中で女子バレーボール部は、県内28チームの頂点に立ち、初優勝という快挙を成し遂げ、東北大会においても健闘し、ベスト8の結果を残しております。

また、小学生の軽米バレーボールスポーツ少年団が、7月に開催された岩手県大会で優勝し、8月9日からの全日本バレーボール小学校大会への出場を果たしたところであります。

さらに、県立軽米高校1年の上柿銀大君が、8月27日、アメリカテキサス州ダラスで行われたスポーツライミングの世界ユース選手権、男子スピードで見事準優勝に輝き、世界の大舞台で大きく飛躍しております。

夏休み期間中に開催した小学校の学習会では、学力向上支援員等に加え高校生ボ

ランティア5名がサポートし、延べ45人の児童に集中した学習が行われました。

また、中学生サマー学習会では、学力向上支援員等に加え民間講師と軽米高校数学教師を招き、延べ128人の生徒が数学と英語学習に取り組み、充実した学習が行われました。

生涯学習事業について申し上げます。生涯学習事業については、5月から開講した第50期寿大学では、地域を再発見する講座やイベント参加型講座を実施しているところであります。また、町民講座では、文化協会が主導し各種研修会や習い事教室を開催しており、文化・芸術に触れることで、心にゆとりと豊かさを感じていただいているところであります。

町立図書館で行われた子ども司書講座には、10人の児童が参加し、図書の検索や分類整理などの体験をするとともに、新しい本との出会いの場を提供しております。

8月14日と15日には、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、「二十歳のつどい」を開催いたしました。令和3年度対象者39人と令和4年度対象者28人の参加をいただき、お祝いと激励の言葉を贈り、人生の輝かしい門出を祝福したところであります。

町総合体育大会の各種目別競技では、パークゴルフ競技で18チームの参加がありました。

今後も各競技での工夫を図りながら、町民のスポーツ振興と健康づくり、仲間づくりを図ってまいります。

今定例議会には、人事同意案3件、条例の一部改正に関する議案2件、一般会計ほか歳入歳出決算の認定に関する議案6件、一般会計ほか補正予算に関する議案4件の合わせて15件の議案を提案させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで政務報告は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において10番、山本幸男君、11番、茶屋隆君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月15日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月15日までの15日間に決定しました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第3、同意案第1号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

同意案第1号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号の農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてご説明をいたします。

本同意案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、委員の任命に関し議会の同意を求めるものでございます。

氏名は古里典子氏でございます。古里氏は、昭和21年生まれでございまして、平成19年1月から農業委員を4期務められております。また、農業委員会法の改正に伴い設置された農地利用最適化推進委員を平成31年4月から本年8月まで務めており、計15年以上にわたり農業委員会の委員として携わっていただいております。ほかにも町社会福祉協議会評議員、民生委員なども歴任されており、地域からの信頼も厚い方でございます。農業委員として適任であることからご提案するものであります。

なお、今回の同意案につきましては、農業委員1名の辞任に伴い欠員が生じたことから、農業委員会法の規定に基づき補充選任のための公募等の手続を経てご提案申し上げるものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

同意案第1号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第1号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第4、同意案第2号 教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

同意案第2号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第2号の提案理由を申し上げます。

同意案第2号は、教育長の任命に関し同意を求めるものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、軽米町大字円子第3地割79番地の1、小林昌治氏を教育長に任命することについてご同意をいただきたく、ご提案を申し上げます。

なお、本件の任命につきましては、残任期間である令和4年10月23日までの任命とする予定でございます。

小林昌治氏は、昭和31年2月14日生まれで、昭和53年3月に岩手大学工学部を卒業されてから、岩手女子高等学校非常勤講師としての勤務を経て、昭和59年4月に岩手町立沼宮内中学校教諭として着任されました。その後、平成元年4月からは九戸村立九戸中学校、軽米町立笹渡中学校で教鞭を執られ、平成13年4月からは山形村立霜畑中学校をはじめ3校で教頭を歴任されました。平成20年4月から一関市立本寺中学校長、平成24年4月から軽米町立軽米中学校長の要職に就かれ、平成28年3月に退職されております。

退職後は、平成30年4月からは軽米町立軽米幼稚園長として令和3年3月の幼稚園閉園に至るまで勤務され、花のまち軽米こども園への円滑な移行に尽力されるなど、当町の教育振興に力を注いでこられました。また、現在は町教育委員としてご活躍いただいております。

小林昌治氏は、その経歴が示すように、長年にわたって教育に携わり、教育現場、教育行政に精通された方であり、これまでの教育者としての卓越した指導力と高い

識見及び高潔な人柄は誰しもが認めるところであります。

ただいま申し上げましたとおり、教育について高い識見を持つ小林氏を当町の教育長として任命することについて、ご同意をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 今の説明の中で、任期が、現在の教育長が途中で辞任されたということで、その残任期間の10月23日までというふうな半端な期間を任命するというお話でしたけれども、教育長の任期については3年という任命が法律で定められている。その辺のところはちょっと分かりづらいのですけれども、本来ならば当事者が辞職されればそこで終わり、それで新たな人が任命されればそこから3年というのが普通の考え方ではないのかなというふうに私は思うわけですが、実際、前の菅波教育長の任期だったと思うのですけれども、10月23日という半端な期日があるわけですが、これはもしかすれば教育委員のときの任期なのかなという気はしているのですけれども、なぜそういうふうな半端な期日なのかなというのがちょっと不思議でならない。その辺のところを、法律にのっとってやられたのだとは思っているのですけれども、我々一般町民として分かりやすいような説明をいただければなというふうに思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

半端なといいますか、月の途中というようなことで、その説明ということになりますけれども、今回の同意につきましては教育長の辞職によるもので、法律によりまして辞職された場合の後任の欠員の補充の任期につきましては、現教育長の任期に基づいて残任期間を任期として任命するというふうに法律で定めがございますので、そういった法律に基づく任期とさせていただきます。

月末、その他の任期の詳細につきましては、手元に資料等もございませんので、特別委員会の席で申し上げたいというふうに思いますので、調査に時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） 法律で定められているということですので、そのとおりだとは思っているのですけれども、同じような例とすれば副町長等もあるわけですが、副町長等はもう任期途中で辞任された場合もあります。これまでもあったわけですが、新たに任命された方がいたわけですが、その方は任命した日から4年

間というふうな任命期間だったと私は思っているのですけれども、何か同じような三役的な立場の職名であれば、教育法と自治法と違うのかどうか分からないのですけれども、ちょっとその辺が、何で教育だけが違うのかなというふうに疑問に感じるわけですが……というのは、何を言いたいかといえば、今日がちょうど9月1日、今日同意されれば今日から3年間という非常に区切りのいい期間だなというふうに私は思うわけですので、その辺のところはもう一回、再度、副町長等との違いはどの辺になっているのかを確認させてください。

○議長（松浦満雄君） 教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） ただいまの質問にお答えします。

教育長に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法律によりまして任命、それからいろいろな組織の体制づくりというようなところまでの法律となっております。同法の第4条によりまして任命に関しましては、教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者の中からというようなことで、町長が任命するというふうになってございます。任期につきましては、第5条のほうで、教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長または委員の任期は前任者の残任期間とするというふうなことになるので、この法律に基づきまして教育長の任期につきましては今回そういった内容での任期の任命というふうになりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 中村議員、よろしいですね。

○4番（中村正志君） はい。

○議長（松浦満雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第2号 教育長の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） ただいまの表決権を有する出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、議長におい

て立会人に館坂久人君、本田秀一君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。館坂久人君、本田秀一君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松浦満雄君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 10 票

そのうち

有効投票 10 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 10 票

反対 0 票

白票 0 票

以上のおり、賛成が全員です。

よって、同意案第2号 教育長の任命に関し同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

◎同意案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、同意案第3号 教育委員会の委員の任命に関し同意を
求めることについてを議題とします。

同意案第3号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第3号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めるものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、軽
米町大字軽米第3地割78番地16、佐々木敦美氏を教育委員会委員に任命するこ
とについてご同意をいただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、本件の任命につきましては、任期満了に伴う新任として、令和4年10月
1日から令和8年9月30日までの任命とする予定でございます。

佐々木敦美氏は、昭和35年10月12日生まれで、昭和58年3月に日本大学
文理学部体育学科を卒業されてから、同年4月、和賀町教育委員会社会教育指導員
としての勤務を経て、昭和60年4月に宮古市立第二中学校教諭として着任されま
した。その後、平成2年4月に久慈市立大川目中学校、平成6年4月、軽米町立軽
米中学校、平成13年4月、九戸村立九戸中学校、平成19年4月、二戸市立福岡
中学校、平成29年4月、軽米町立軽米中学校と、数々の中学校を歴任されました。
そして、令和3年3月に軽米中学校を定年退職されております。

現在は、剣道7段の実力を生かし軽米中学校で指導に当たり、ご活躍をいただい
ております。

佐々木敦美氏は、その経歴が示すように、長年にわたって教育に携わり教育現場
に精通した方であり、これまでの教育者としての卓越した指導力と高い識見及び高
潔な人柄は誰しもが認めるところであります。

ただいま申し上げましたとおり、教育について高い識見を持つ佐々木氏を当町の
教育委員会委員として任命することについて、ご同意をいただきますようお願いを
申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第3号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの表決権を有する出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、議長において立会人に細谷地多門君、山本幸男君の兩名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。細谷地多門君、山本幸男君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松浦満雄君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 10 票

反対 0 票

白票 0 票

以上のとおり、賛成が全員です。

よって、同意案第 3 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（松浦満雄君） 日程第 6、報告第 1 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提出の説明を求めます。

総務課総括課長、福島貴浩君。

〔総務課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） 報告第 1 号 専決処分事項の報告についてでございます。

報告第 1 号は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において規定されている事項について、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

専決処分の内容でございますが、自動車賃貸借契約の中途解約に係る損害賠償の額の決定及び和解について、本年 8 月 25 日に専決処分したものであります。

和解及び損害賠償の相手方は、専決処分書に記載のとおりであります。

損害賠償の額は、77 万 6,780 円であります。

和解の内容は、損害賠償の額を前述の金額とし、当事者は今後本件に関しましては異議を申し立てないものとするものであります。

損害賠償の原因につきましては、令和 4 年 6 月 29 日午後 2 時 30 分頃、職員がごみ収集業務のため公用車で国道 340 号線を走行中、運転操作を誤り立木に衝突し、当該車両が使用不能になったことにより相手方との自動車賃貸借契約を中途解約したことに伴い、残余契約期間の賃貸料相当額及び車両の残存額等の損害が生じたため、その損害賠償をするものでございます。

以上、自動車賃貸借契約の中途解約に係る損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 立木に衝突したという、それで今後は使えないような事故だったと思うのですけれども、そのときの乗っていた職員の方のけがの状況はどうだったのかということが1つと、もう一つは公用車はごみ収集業務のための公用車ということですから、ごみ収集車のことなのか、または別な車のことなのか。

それから3点目は、これはもう全壊してなくなったということであれば、代わりの車をどのようにしようとしているのか。

この3点についてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 先ほどの中村議員の質問に対してお答えいたします。

まず、運転していた作業員の状況でございますけれども、幸いにもけが等もなく、事故発生以降に聞き取りもしておりますけれども、本人は体調に異常はないということを確認しております。

車両につきましては、生ごみ収集を業としてリースしている0.75トンの車両ということになっております。

その車両が使用不能になったことに伴う車両につきましては、このリース契約の精算が終わりましたら、既存の残っている予算の範囲内でまた新たな車をリースした上で使用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） 今お伺いしましたら、軽トラックみたいな車だというように想定されるのですけれども、それが破損するぐらい立木にぶつかったということで、全くけががないということで幸いだったとは思いますが、何か後から後遺症等が出なければよろしいのでしょうか。もし後からここが痛い、あちこちが痛いといった場合に、役場としてどのように対応するのか、1つお伺いしたいと思います。

今後既存のどうのこうのと……ごみ収集業務はほぼ毎日のように町全域をやっていると思うのですけれども、すぐに代わりのものがなければならぬと思うのですけれども、その辺の対処の仕方は、今の話だと何か今後、間があってからやるような話だったのですけれども、その辺はどうなっているのか、もう一回確認の意味でお話ししたい。

最後に、今回この損害賠償の報告が出たのですけれども、今に限らず、ここのところ何回か職員の事故等が結構あったような気がしております。何か頻繁に損害賠償の報告があるのですけれども、役場全体として職員への運転業務等の指導がもう少し徹底されなければならないのではないかなと思うのですけれども、その辺の状

況を、指導体制はどのようになっているか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 中村議員の質問にお答えいたします。

1点目の職員に今後そういう後遺症的な症状が出た場合についてでございますが、事故発生から約2か月半たっておりますが、今のところは幸いにもそういう症状もなく勤務は継続しているような状況でございます。

今後については、ちょっと私のほうでは予測はできないのですが、そのときにはきちんと対応していきたいと考えております。

2点目の事故によって業務に支障があるかどうかということにつきましては、実際の業務については支障がございますけれども、まだ冬期間ではないので、生ごみの収集につきましては、予備の2トン車がありますので、2トン車を代用の車両として現在業務を遂行しているところでございます。

3点目の職員に対する指導でございますけれども、中村議員がおっしゃるとおり、昨年5月、あと今年2月、2件の接触事故が発生しております。この事故の原因は、注意力不足から起因するいわゆる防げる事故ということになっております。この事故を防止するために、職員の朝礼を、月に1回だったものを毎週1回に増やしまして、注意喚起を行って事故防止に努めているところでございます。

あわせて、運転管理者として、非常に事故が多いので警察等にもご相談しまして、事業所に対する交通指導について警察のほうにお願いして、今月中にはそういう安全指導の講習会を開催したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今、課長が説明いたしましたけれども、度重なるそういった事故に関しましては大変申し訳ないというふうに思っております。その都度呼んで、厳しく指導はしておりますけれども、今後ともまたさらに再発防止に向けてしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

館坂久人君。

○6番（館坂久人君） 今の件なのですが、運転操作を誤り立木に衝突したということですが、こういったことは、勤務時間なのですが、その職員、運転者に対する懲罰とか、処分というのはあるわけですか。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 館坂議員の質問に対してお答えいたします。

処分につきましては、一般職員の処分基準に基づきまして、本人の過失が非常に

大きい場合については処分するという対象になっております。

本来であれば戒告という処分に該当する部分なのですが、今回の場合はちょっと初めての事故だった、そういうことを勘案した上できちんと処分しております。

○6番（館坂久人君） 処分の内容は。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 処分の内容は訓告という形で、町長から訓告書を交付しております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件は承認を求める事案でありませんので、以上で終了いたします。

ここで、感染症予防対策のために休憩をいたしたいと思います。

午前11時13分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号から議案第12号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第7、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から日程第18、議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの12件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の2件について、総務課総括課長、福島貴浩君。

〔総務課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） 議案第1号及び第2号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和4年5月2日に公布されたことに伴い、令和4年6月17日、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に係

る人事院規則の一部を改正する規則が公布され、本年10月1日から施行されることになりました。このことにより、非常勤職員の育児休業の取得要件等の緩和について、所要の改正をしようとするものであります。

条文ごとの説明に入ります。1ページを御覧ください。第2条につきましては、子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件について定めようとするものです。男性職員を対象とする育児休業の取得要件を「現行：子の1歳6か月到達日に任期があること」を「子の出生の日から57日間の期間の末日から6か月を経過する日までに任期があること」に緩和するものであります。

2ページを御覧ください。次に、第2条の3関係では、夫婦交代での育児休業取得を可能とするものです。子が1歳以上1歳6か月未満の期間において、これまでは育児休業の開始日が1歳到達日の翌日に限られていましたが、改正により開始日の範囲が拡大され、当該期間の途中でも夫婦で交代することが可能とするものです。

4ページを御覧ください。第2条の4につきましては、保育所等の利用ができない場合など育児休業が特に必要と認められる場合、子が1歳6か月まで（さらに特に必要と認められる場合は2歳まで）育児休業を取得することができることを可能とするものです。

次に、第3条につきましては、育児休業等計画書により再度の取得を申し出ることができるとした現行の規定は、法改正により原則2回まで取得可能となったことから削除し、育児休業の対象期間を子の1歳6か月（2歳）到達までとすると要件に「特別の事情」を追加するものです。

5ページを御覧ください。第8条関係につきましては、育児休業等計画書を育児時間勤務計画書に改めるための名称を変更するものです。

この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

具体的な内容につきましては、議案第1号の附属資料をご参照願います。

続きまして、議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。議案第2号は、軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

理由といたしましては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が改正され、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る上限額が引き上げられたことに伴い、この改正内容に準じて本条例において公費負担に係る上限額を改正するものです。

1ページを御覧ください。改正の主な内容は、第4条の選挙運動用自動車使用の公費負担額について。選挙運動用自動車の使用につきましては一般運送契約、ハイヤー方式と一般運送契約以外の契約、レンタル方式の2つがあります。今回の変更は、レンタル方式に係るもののうち、自動車の借入れ及び燃料費について行うもの

です。

2 ページを御覧ください。第 8 条の選挙運動用ビラ作成の公費負担額について。選挙運動用ビラ作成については、ビラの作成単価と作成枚数にそれぞれ上限があります。今回の変更は、ビラの作成単価について行うものです。なお、作成枚数の上限については、公職選挙法に町議会議員選挙 1, 6 0 0 枚、町長選挙 5, 0 0 0 枚と定められております。

次に、第 1 1 条の選挙運動用ポスター作成の公費負担額について。選挙運動用ポスター作成については、ポスターの作成単価と作成枚数にそれぞれ上限があります。今回の変更は、ポスターの作成単価について行うものです。なお、作成枚数の上限については、ポスター掲示場の数になります。

改正後の単価などにつきましては、議案第 2 号の附属資料をご参照願います。

この条例は公布の日から施行し、改正後の条例規定はこの条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の前日までにその期日を告示された選挙においては、なお従前の例によります。

議案第 1 号及び第 2 号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第 3 号 令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 7 号 令和 3 年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 5 件について、会計管理者、日山一則君。

〔会計管理者 日山一則君登壇〕

- 会計管理者（日山一則君） 議案第 3 号の令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 7 号の令和 3 年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 5 議案の提案理由をご説明申し上げます。

令和 3 年度におきまして、議会の議決を賜りました予算に基づき事務事業を実施してまいりました。その予算の執行結果につきましては、別冊で皆様にお届けしております令和 3 年度軽米町一般会計・特別歳入歳出決算書のとおりでございます。

一般会計と特別会計の合計金額でご説明申し上げます。決算書におきましては、1 ページから 2 ページを御覧いただきまして、ご確認いただきたいと思います。

予算現額は 9 4 億 6, 1 2 8 万 5, 0 0 0 円、歳入の調定額 9 2 億 8, 7 7 3 万 8, 6 2 5 円に対し、収入済額は 9 1 億 4, 3 7 0 万 8, 0 1 6 円でございます。

これに対しまして、歳出決算額、支出済額は 8 5 億 3, 6 0 7 万 5, 7 4 1 円となり、収入支出差引額は 6 億 7 6 3 万 2, 2 8 5 円の黒字となっております。

また、翌年度への繰越額は 3 億 8, 7 5 8 万 9, 0 0 0 円でございます。

本議案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、それぞれ担当課からご説明申し上げます。

ご審議の上認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(松浦満雄君) 議案第3号から議案第7号までの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第3号から議案第7号まで、それぞれの会計ごとの決算の概要について説明を求めます。

議案第3号に係る令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要について、総務課総括課長、福島貴浩君。

[総務課総括課長 福島貴浩君登壇]

○総務課総括課長(福島貴浩君) 議案第3号 令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。お手元に配布しております一般会計決算の概要に沿ってご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算額につきましては、歳入総額が77億9,540万7,000円、歳出総額が72億1,457万円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億8,083万7,000円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支につきましては、5億3,040万8,000円の黒字となりました。令和3年度の実質収支額から令和2年の実質収支額を差し引いた単年度収支は1億9,629万3,000円の黒字となり、単年度収支額に財政調整基金積立金と取崩し額を加除した実質単年度収支につきましても3億6,429万9,000円の黒字となっております。

歳入決算額は、前年度と比較し4億8,995万9,000円の減となっております。自主財源である町税は、13億604万7,000円の決算額で、前年度と比較し4,748万4,000円の減となりました。固定資産税が5,846万5,000円の減となったことが主な要因となっております。その他の自主財源は、資料に記載のとおりでございます。

依存財源につきましては、地方交付税は29億4,423万8,000円の交付額となり、前年度と比較し2億9,268万4,000円の増となりました。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億4,590万3,000円の増、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金が9,560万2,000円の皆増となりましたが、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金の8億9,394万6,000円の皆減などにより、全体で4億7,738万4,000円の減となりました。

県支出金は、衆議院議員選挙執行委託金が1,375万4,000円の皆増となりましたが、介護施設建設に係る普通建設事業費の支出金の5,201万8,000円の皆減などにより、全体では9,037万7,000円の減となりました。

また、歳入全体に占める自主財源比率は、前年度から1.7ポイント増の28.

2%となっております。

歳出決算額につきましては、前年度と比較して5億3,448万3,000円の減となっております。投資的経費は、前年度と比較し12億8,117万9,000円となっており、2,267万1,000円の増となっております。普通建設事業費の補助事業におけるかまい交流駅（仮称）建設事業や軽米町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の皆増、町単独事業における町道下晴山貝喰線災害防止対策の工事の皆増などが主な要因となっております。

義務的経費は、29億8,237万9,000円と歳出全体の41.4%を占め、前年度と比較し2億7,718万円の増となりました。人件費は、退職金が473万2,000円の増となったほか、会計年度任用職員手当等の増により2,095万8,000円の増となりました。扶助費は、住民税非課税世帯給付金が1億850万円の皆増、子育て世帯臨時特別給付金が8,831万円の増となるなど、2億1,505万円の増となりました。公債費は、平成30年発行の防災無線デジタル化等に係る緊急防災・減災事業債などの元金償還が開始となり、4,117万2,000円の増となりました。

その他の経費は、29億5,101万2,000円、歳出全体の40.9%を占め、前年度と比較し8億3,433万4,000円の減となりました。

物件費は、GIGAスクールに係るタブレット購入費、町道橋りょう点検診断業務委託料が皆減となりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種に係るコールセンター業務及びウェブ予約システム運用委託料が2,353万7,000円の皆増、庁内ペーパーレス環境構築事業が1,353万円の皆増となるなど、全体では2,198万7,000円の増となりました。

補助費は、特別定額給付金が8億8,820万円の皆減となるなど、9億102万4,000円の減となりました。

積立金は、ふるさとづくり振興基金元本積立金が2億4,500万円の皆増、財政調整基金元本積立金が9,400万円増となるなど、全体で3億4,704万1,000円の増となりました。

次に、主な財政指標について申し上げます。資料は3ページの4、財政状況を御覧ください。財政構造の弾力性の指標である経常収支比率につきましては、見込みの数値ではありますが、85.8%と前年度から4ポイントの減であります。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。歳出のうち公債費等の割合を示す実質公債費比率は10.9%となり、前年度から0.1ポイント上昇しております。

基金残高につきましては、財政調整基金と町債減債基金、ふるさとづくり振興基金の主要3基金の合計額で20億8,587万3,000円となり、前年度と比較しまして4億1,280万7,000円の増となっております。

また、町債残高につきましては、前年度から5,499万7,000円の増、84億5,198万6,000円となっております。

以上で令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。ご審議の上認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 次に、議案第4号に係る令和3年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要と議案第7号に係る令和3年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、町民生活課総括課長、橋場光雄君。

〔町民生活課総括課長 橋場光雄君登壇〕

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 議案第4号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明申し上げます。お手元に配布の1枚物の決算の概要について、この資料を御覧ください。

最初に、資料左側の歳入からご説明いたします。1款国民健康保険税の決算額は1億9,377万9,000円で、前年度決算との比較で1,505万6,000円の減となっております。

4款国庫支出金の決算額はゼロ円で、46万2,000円の皆減となっております。

5款県支出金の決算額は8億1,127万7,000円で、4,147万7,000円の増となりました。県支出金は、歳入全体の72.7%を占めております。

8款の繰入金のうち、一般会計等繰入金の決算額は8,296万9,000円となっております。前年度比較で540万2,000円の減額となっております。繰入金の内訳につきましては、資料の右下に記載しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

これらによりまして歳入総額は11億1,566万3,000円となり、前年度との比較で594万6,000円、率にして0.5%の増となっております。

次に、資料の右側の歳出についてご説明いたします。1款の総務費の決算額は2,147万3,000円となり、229万3,000円の減となっております。

2款保険給付費の決算額は7億6,673万1,000円で、3,994万1,000円、率にして5.5%の増となっており、歳出全体の70%を占めております。

3款事業費納付金の決算額は2億9,397万5,000円、1,207万6,000円、率にして3.9%の減となっております。

これらによりまして歳出総額は10億9,561万8,000円となり、前年度決算との比較で1,120万円、率にして1%の増となっております。

これらの結果、歳入総額11億1,566万3,000円から歳出総額10億9,561万8,000円を差し引いた2,004万5,000円が実質収支額となり、

次年度への繰越金となります。また、令和3年度末の財政調整基金の保有額につきましては、961万円となっております。

以上で令和3年度軽米町国民健康保険特別会計決算の概要についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号 令和3年度軽米町後期高齢者医療特別会計決算の概要についてご説明申し上げます。お手元に配布の1枚物の決算の概要についての資料を御覧ください。

資料左側の歳入からご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料の決算額は6,219万7,000円で、前年度決算額との比較で418万1,000円の増となっております。歳入全体の61.7%を占めております。

3款の繰入金の決算額は、事務費繰入金が172万円、保険基盤安定繰入金が3,499万2,000円で、繰入金の総額が3,671万2,000円となっております。前年度決算との比較で258万1,000円の減額となっております。

4款繰越金の決算額は24万7,000円で、1,000円の増となっております。

これらによりまして歳入総額は1億79万5,000円となり、前年度決算額との比較で315万1,000円、率にして3.2%の増となっております。

次に、資料の右側の歳出についてご説明いたします。1款総務費の決算額は342万5,000円、前年度決算との比較で35万7,000円の減となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は9,713万5,000円となり、359万4,000円の増となっております。

3款諸支出金の決算額は10万円で、前年度決算額との比較で2万5,000円の増となっております。

これらにより歳出総額は1億66万円、前年度決算額との比較で326万2,000円の増、率にして3.3%の増となっております。

これらの結果、歳入総額1億79万5,000円から歳出総額1億66万円を差し引いた13万5,000円が実質収支額となり、次年度への繰越金となります。

以上で令和3年度軽米町後期高齢者医療特別会計決算の概要についての説明とさせていただきます。

議案第4号及び議案第7号につきましては、ご審議の上ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 次に、議案第5号に係る令和3年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について、地域整備課総括課長、中村勇雄君。

〔地域整備課総括課長 中村勇雄君登壇〕

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） 議案第5号 令和3年度軽米町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由についてご説明申し上げます。お手元に配布の決算の概要の資料により説明させていただきます。

歳入ですが、1款の分担金及び負担金は決算額67万9,000円で、前年度比較で35万4,000円の減となっており、内容は下水道受益者分担金でございます。

2款の使用料及び手数料は決算額2,824万3,000円で、前年度比較で38万8,000円の増となっており、内容は下水道使用料でございます。

次の行の国庫支出金は、令和2年度で整備に係る補助事業が終了したことから、前年度と比較し皆減となっております。

3款の繰入金は決算額6,730万円で、前年度比較で400万円の減となっており、内容は一般会計からの繰入金でございます。

4款の繰越金は決算額474万6,000円で、前年度比較で7万8,000円の増となっております。

5款の諸収入は決算額60万円で、前年度比較で42万1,000円の増となっており、内容は令和2年度消費税及び地方消費税還付金でございます。

6款の町債は決算額330万円で、前年度比較で2,560万円の減となっております。

歳入合計の決算額は1億486万8,000円で、前年度比較で3,906万7,000円の減となっております。

歳出についてご説明申し上げます。1款の総務費は決算額1,243万3,000で、前年度比較で531万3,000円の増となっており、内容は人件費等一般管理費でございます。

2款の公共下水道費は決算額2,681万5,000円で、前年度比較で4,537万5,000円の減となっております。内訳を申し上げますと、1項の公共下水道施設費は決算額2,681万5,000円で、前年度比較で16万8,000円の減となっており、内容は主に処理場の施設維持管理費でございます。次の行の公共下水道整備費は、令和2年度で整備に係る補助事業が終了したことから、前年度と比較し皆減となっております。

3款の公債費は決算額6,080万円で、前年度比較で92万円の増となっております。内容は下水道事業債の償還金でございます。

歳出合計の決算額は1億4万8,000円で、前年度比較で3,914万2,000円の減となっております。

以上、令和3年度軽米町下水道事業特別会計決算の概要についての説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 次に、議案第6号に係る令和3年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、健康福祉課総括課長、工藤薫君。

〔健康福祉課総括課長 工藤 薫君登壇〕

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） 議案第6号 令和3年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、お手元の議案第6号関係資料、令和3年度軽米町介護保険特別会計決算説明資料により説明させていただきます。

歳入でございますが、歳入全体の決算額は2,697万7,000円で、前年度比較で170万8,000円の増となっております。主にサービス収入と繰入金が増が要因となっております。

歳出でございますが、1款総務費は決算額1,517万2,000円で、前年度比較で85万6,000円の増となっております。主に人件費等の増が要因となっております。

2款サービス事業費は決算額1,000万9,000円で、前年度比較で87万8,000円の増となっております。主な要因は、訪問介護・居宅介護サービス事業費の増によるものでございます。

歳入総額2,697万7,000円から歳出総額2,518万1,000円を差し引いた179万6,000円が実質収支額となり、翌年度への繰越金となります。

以上で議案第6号の提案説明を終わります。ご審議の上認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） それでは、ここでお昼になりましたので、午後1時まで休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 零時59分 再開

○議長（松浦満雄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

議案第3号から議案第7号までの提案理由及び決算の概要説明が終わりました。

一般会計並びに各特別会計の決算の認定ですので、ここで代表監査委員から令和3年度決算審査の意見を申し上げます。

代表監査委員、西山隆介君。

〔代表監査委員 西山隆介君登壇〕

○代表監査委員（西山隆介君） それでは、令和3年度軽米町一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算審査を総括しての所感と意見を申し上げます。

最初に、令和3年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入が77億9,540万7,000円で、前年度と比較いたしまして4億8,995万9,000円の減、また歳出は72億1,457万円となり、前年度に比較して5億3,448万3,000

0円の減となっております。歳入歳出の差引額は5億8,083万7,000円であり、実質収支は5億3,040万8,000円の黒字となり、単年度における収支についても1億9,629万3,000円の黒字となっております。

次に、特別会計歳入歳出決算は、歳入が13億4,830万2,000円となり、前年度に比較して2,826万5,000円の減額となり、歳出では13億2,150万6,000円と、前年度に比較して2,302万7,000円の減少となっております。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算では、歳入が11億1,566万3,000円で、前年度に比較して594万5,000円の増、歳出は10億9,561万8,000円と、前年度に比較して1,111万9,000円の増額となっております。一般会計からの繰入金は8,296万8,000円となっておりますが、そのうち法定外繰入れはございませんでした。

続いて、基金について申し上げます。基金のうち主要3基金の一つである財政調整基金は1億6,800万6,000円増加しており、当年度末現在高は14億7,679万2,000円となっております。次に、町債減債基金は20万5,000円減少して4,568万5,000円となっております。また、ふるさとづくり振興基金は2億4,500万6,000円増加し5億6,340万1,000円となっております。年度末における主要3基金残高合計は、前年度に比べ4億1,280万7,000円の増加となっております。

財政運営の指標である財政健全化について申し上げます。初めに、実質公債費比率が10.9%と、前年度の10.8%から0.1ポイント上昇しております。次に、将来負担比率でございますが、63.6%と、前年度の74.8%から11.2ポイント減少し、早期健全化基準からの視点では、現時点では将来支払っていく負担の度合いについては良好に推移しているものと思われま。

これまでも様々な行財政改革の取組を行い財政基盤の強化を進めてきているところではありますが、今後においてもかるまい交流駅（仮称）などの公共施設の建設投資のほか、既存の公共施設の老朽化に伴う維持修繕や少子化、人口減少対策など、様々な課題や新たな行政需要の発生も見込まれているところでもあります。つきましては、将来にわたって持続的で安定した行政サービスを継続していくためにも、引き続き財政運営の健全化に留意しながら努めていく必要があると思っております。

収入未済額について申し上げます。町税のうち一般町税の未済額は8,374万9,000円となっております。前年度に比較して741万3,000円減少しております。その主な要因は、町民税が79万9,000円減少し、固定資産税では686万円減少したものであります。国民健康保険税では5,102万円の収入未済となっております。前年度に比較しまして340万7,000円減少しております。税外

収入未済額では411万2,000円と、前年度に比較して37万3,000円減少しております。

不納欠損処分について申し上げます。一般町税では380万9,000円の処分となり、前年度に比較して143万2,000円の減少、国民健康保険税は204万5,000円の処分となり、前年度に比較して69万円減少しております。

さきにも申し上げましたとおり、収入未済額においては、現年度分で前年度に比較して522万8,000円減少しており、また滞納繰越分の収入未済額は前年度に比較して566万3,000円減少しており、全体的には改善傾向にあります。今後におきましても、適切な債権管理と計画的な収納に適宜対処し、解消に努めていきたいと思っております。

財政事情の厳しい折、自主財源となる町税等の収納業務の環境は年々厳しさを増していると思われませんが、負担の公正・公平性並びに町行政に対する信頼性の観点からも、引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止についてさらなる取組を強化していただきたいと思っております。

行財政運営については、全体的に事務事業の執行は計画どおり進展されており、おおむね適正に処理されておりますが、このたびの決算審査においては不用額の割合が増加しているように見受けられました。新型コロナウイルス感染症の影響等により各種会議、行事等が中止になったことも大きな要因ではあると思っておりますが、今後においてはしっかりした見通しを持って精度の高い予算積算を行っていただくよう要望いたします。

当局においては、これまでの行財政改革の中で国の集中改革プラン等に基づいた定員適正化計画により職員数の削減を進めてきておりますが、依然として過去において職員採用を抑えた時期の職員の構成において不均衡が生じております。令和4年度から採用を開始した社会人経験者等の採用を活用した受験資格の年齢拡大など、引き続き多様な方法を検討・実施し、均衡の取れた職員体制の確立を図っていくことが肝要であると思われまます。

また、地方分権の進展による業務量が増大していることなどから、職員個々の業務量が過重負担にならないよう、再任用職員や会計年度任用職員の登用など多様な雇用体系を活用し、適正な職員配置及び組織機構の見直しなどを行い、効率的な組織を構築し、住民サービスの向上を図っていただくよう切に要望いたします。

最後に、令和3年度に過疎からの自立と地域の持続的発展を図るため「軽米町過疎地域持続的発展計画」が策定されており、以前に策定された「軽米町総合発展計画」と併せて計画的推進のため経常経費の削減、財源の重点的かつ効率的配分に努めながら、地域の自立促進に向けた積極的な施策を展開し、住みよい環境、活力ある地域社会を維持向上するための諸施策を展開することをご要望し、結びといたし

ます。

以上で令和3年度軽米町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査における意見及び所感といたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第8号 令和3年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について、提案理由並びに決算の概要について説明を求めます。

水道事業所長、中村勇雄君。

〔水道事業所長 中村勇雄君登壇〕

○水道事業所長（中村勇雄君） 議案第8号 令和3年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分についての提案理由についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度軽米町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する、及び同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものでございます。

決算の認定について、決算書の事業報告書によりご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度の水道事業の運営は、「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標に執行し、施設の維持管理と収入の確保に努めてまいりました。建設改良工事については、上晴山地区、大清水地区、高清水地区及び横枕地区配水管布設替え工事を実施いたしました。

次に、財政の状況でございますが、収益的収支については、事業収益では3億5,586万3,122円となりました。事業費用では3億2,523万2,913円となりました。

以上の結果、損益収支において2,139万6,662円の当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金を合算した1億2,612万8,500円が未処分利益剰余金となりました。

資本的収支については、資本的収入では9,394万6,000円となり、資本的支出は2億6,462万6,779円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,068万779円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額581万2,454円及び過年度分損益勘定留保資金1億6,486万8,325円で補填したところでございます。

次に、給水の状況でございます。給水戸数は2,462戸で、給水量については有収水量59万6,343立方メートル、有収率65.1%となりました。有収率の低迷が続いていることから、今後は新たな漏水調査の手法も追加し、定期的な漏水調査及び修理を行い、有収率の向上に努めてまいります。

続いて、利益の処分についてご説明申し上げます。決算書4ページをお開きいただきたいと思います。下の表の剰余金処分計算書を御覧ください。当年度末の残高

の右側に1億2,612万8,500円の未処分利益剰余金がございます。このうち100万円を減債積立金として積立てし、処分後残高を1億2,512万8,500円にしようとするものでございます。

なお、決算書類には決算報告書が1ページから2ページに、財務諸表が3ページから8ページに、決算の附属書類として事業報告書が9ページから15ページに、その他の書類が16ページから24ページに記載されております。

以上、令和3年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分についての説明とさせていただきます。

ご審議の上認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ここで、代表監査委員から令和3年度軽米町水道事業会計決算の審査の意見を申し上げます。

代表監査委員、西山隆介君。

〔代表監査委員 西山隆介君登壇〕

○代表監査委員（西山隆介君） それでは、令和3年度軽米町水道事業会計決算の審査を総括しての所感と意見を申し上げます。

従来より水道事業の本旨は「清浄にして豊富かつ低廉な水を供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること」を目的としておりますが、令和3年度の水道事業の運営におきましては「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標に事業執行され、水質事故等もなく、安全で良質な水の供給に努めてこられたと認められます。

当年度は、前年度と比較して、給水区域内の利用者である給水人口及び給水戸数のどちらの区分でも減少しております。有収率は65.1%で、前年度の65.2%より0.1ポイント低下となっており、これからも定期的な漏水調査及び修理等を行い、有収率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、水道料の収入未済額について申し上げます。水道料金は現年度分と繰越分を合わせた収入未済額は892万2,045円で、前年度839万6,356円に比較して53万6,205円増加しており、収納率については95.25%と、前年度に比較し0.28ポイント低下しております。今後においても、収入未済額の解消と新規発生の抑制について、負担の公正・公平性及び水道事業に対する信頼性の観点からも適正に対処し取り組んでいただきたいと思います。

次に、水道事業の利益剰余金について申し上げます。当年度の減債積立金と未処分利益剰余金を合わせた利益剰余金は累計で3億1,612万8,500円となっております。当年度の純利益は2,139万6,662円で、前年度の1,684万986円と比較して455万5,676円増加しております。

令和3年度におきましては、上晴山地区及び大清水地区の配水管布設替え工事な

ど、水道施設の老朽化による機能低下の解消が図られるとともに安定供給の確保が計画的に進められてきているところでありますが、今後においても残る老朽化している施設をできる限り早期に維持更新されるよう努めていただきたいと思います。

これからの水道事業の運営におきましても、人口減少による給水人口や給水収益の減少、老朽化する水道施設の維持更新など厳しい経営環境が予想されていることから、給水区域内の未加入世帯に対し加入促進を行い、水道普及率の向上を図ることで収益確保に努めるとともに、併せて継続して経費の節減、事業の効率化を進め、健全で持続可能な水道事業の運営を行うとともに、町民生活の維持と安全性の確保に寄与されることを切に要望し、結びといたします。

以上をもちまして令和3年度軽米町水道事業会計決算審査における意見及び所感といたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第9号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、福島貴浩君。

〔総務課総括課長 福島貴浩君登壇〕

- 総務課総括課長（福島貴浩君） 議案第9号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第9号は、令和4年度軽米町一般会計補正予算（第5号）であります。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,036万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ81億8,114万8,000円とするものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業やかるまい交流駅（仮称）整備事業、災害復旧事業などに係る歳入歳出予算を主な内容とするものであります。

債務負担の補正につきましては、5ページを御覧ください。第2表のとおり、債務負担行為の補正は、コミュニティバス運行业務委託事業につきまして、令和5年度から令和7年度までの限度額を追加するものでございます。

地方債の補正につきましては、6ページを御覧願います。第3表のとおり、地方債の補正は、公共施設等適正管理推進事業の借入限度額の追加、過疎対策事業の限度額の変更や一般事業の廃止などでございます。

議案第9号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課総括課長、橋場光雄君。

〔町民生活課総括課長 橋場光雄君登壇〕

- 町民生活課総括課長（橋場光雄君） 議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特

別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

主な内容でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ480万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,136万5,000円とするものでございます。

ご審議の上ご議決賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第11号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。

地域整備課総括課長、中村勇雄君。

〔地域整備課総括課長 中村勇雄君登壇〕

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） 議案第11号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,011万1,000円とするものでございます。

議案第11号について、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課総括課長、工藤薫君。

〔健康福祉課総括課長 工藤 薫君登壇〕

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） 議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,719万4,000円とするものです。

歳入については、前年度繰越金の確定により、繰越金に179万4,000円を増額し、一般会計繰入金148万7,000円を減額するもので、歳出については1款総務費に職員人件費を21万円増額し、2款サービス事業費に費用弁償9万7,000円を増額するものでございます。

以上、議案第12号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案12件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案12件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案12件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月6日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 1時32分）